

立命館守山高等学校 生徒指導内規

(目的)

第1条 この内規は、学校教育法および学校教育法施行規則に基づく学則第42条によって、本校生徒に教育上必要と認めるとき、懲戒処分および特別な指導を行うための手続を定めたものである。

(定義)

第2条 この内規に定める懲戒処分とは、退学、停学および訓告処分とする。

2 この内規に定める特別な指導とは、生徒の教育を受ける権利を保障し、教育的配慮をもって、保護者と共通認識をはかりつつ、本校における生徒の本分を全うさせる観点から行う措置とする。

(退学)

第3条 学則第42条に基づき、次の各号のいずれかに該当する生徒に対しては、退学を命じる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 退学の執行については、論旨退学とすることができる。

(停学)

第4条 学則第42条に基づき、生徒が学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは懲戒処分とし、停学を命じる。

(訓告)

第5条 学則第42条に基づき、次の各号のいずれかに該当する生徒には訓告を命じる。

- (1) 特別な指導を繰り返し行っても、改善されない者
- (2) 社会的法令違反で、その程度が重度と判断される行為を行った者
- (3) その他訓告処分が相当と判断される行為を行った者

(懲戒処分の手続き)

第6条 校長は、懲戒処分を決定するにあたり、生徒および保護者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 校長は、生徒および保護者に対して、決定した懲戒処分の内容を通告する。
- 3 生徒への通告は、生徒および保護者に対して、書面を交付して行う。
- 4 懲戒処分は、校長が決定した日から発効する。
- 5 懲戒処分は、出席停止扱いとし、その内容を指導要録に記載する。

(特別な指導)

第7条 学則第42条に基づき、次の各項に定めに従い特別な指導を行う。特別な指導は、家庭指導、登校指導および訓戒指導とする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒は、無期の家庭指導または登校指導とする。
 - (1) 重大な暴力行為
 - (2) その他著しく校内生活の安全と秩序を乱す行為
- 3 前項の指導については、2週間を目安とし、無期の指導から2週間を経過時に指導の解除または延長について校長が判断する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒は、七日の有期の家庭指導または登校指導とする。
 - (1) 窃盗行為

- (2) 喫煙または飲酒行為
 - (3) 賭博行為
 - (4) 暴力行為
 - (5) その他違法行為
- 5 次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒は、三日間までの有期の家庭指導または登校指導とする。
- (1) 授業妨害行為、その他それに準ずる行為
 - (2) 著作権の侵害（承諾のない複製行為等）
 - (3) 故意の学有物の毀棄行為（破損、汚損等）
 - (4) 誹謗中傷行為（報道機関への情報提供、SNS等への投稿も含む）
 - (5) 届出のない無断でのアルバイト行為
 - (6) 届出のない無断での自動車、自動二輪運転、原動機付自動二輪等の免許取得行為
 - (7) 軽微な暴力行為（喧嘩、悪ふざけ等）
 - (8) その他軽微な違法行為
- 6 次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒は、訓戒指導とする。
- (1) 欠席、早退、遅刻その他著しい怠学行為
 - (2) 届出のない無許可での自転車通学行為
 - (3) 所持品、服装、頭髪等のルール違反（ルールは別に定める）
 - (4) 教職員に対する暴言
 - (5) 教職員の指導に従わない行為
 - (6) 試験における不正行為（試験返却時を含む）
 - (7) その他上記各号に準ずる行為
- 7 前項第6号の行為を行った生徒に対しては、当該試験科目を0点とすること等の指導を行うことができる。
- 8 家庭指導または登校指導の実施については、校長が生徒の所属学年との議を経て、決定する。訓戒指導および前項の指導の実施については、校長が決定する。
- 9 前項の指導の実施にあたって、事実認定は生徒部を経て、校長が決定する。ただし、第6項第6号の事実認定は教務部を経て、校長が決定する。
- 10 校長は、生徒および保護者に対して、決定した指導の内容を通告する。ただし、校長が不在の場合は、副校長、教頭または生徒部主任または学年主任が通告を行う。

（随伴行為）

第8条 第3条から第7条までの行為を共同して随伴行為を行った者も、懲戒処分または特別な指導の対象とすることができる。

（累計行為）

第9条 第3条から第8条までの懲戒処分もしくは特別な指導を繰り返して受けた者、または、第3条から第8条までに重複する行為を行った者に対しては、一段階上位の懲戒処分または特別な指導を行うことができる。

（改廃）

第10条 この内規の改廃は、運営委員会を経て、校長が決定する。

附則

この内規は、2020年4月1日に施行する。